

2025年5月21日

内閣総理大臣 石破 茂 殿  
財務大臣 加藤 勝信 殿  
厚生労働大臣 福岡 資麿 殿  
中央社会保険医療協議会会長 小塩 隆士 殿

岐阜県保険医協会  
会長 永田正和  
病院委員会委員長 今村 明

## 2026年度診療報酬改定に向けた要望書

平素は国民医療向上のためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

岐阜県保険医協会は、県内で保険診療に従事する医師・歯科医師約1,700人で構成する団体で「保険医の生活と権利を守り、国民医療の充実と向上をはかること」を目的に活動しています。

不安定な社会情勢の影響や、円安の進行などによって経済がインフレ基調に変化したことで物価や人件費が高騰し、収入が増えないなか経費が増大しているため、病院経営はかつてないほど悪化しています。

総務省が2025年4月に公表した2024年度の消費者物価指数（総合指数）は2020年を100として109.5%であり、前年度比で3.0%上昇しています。また、2025年3月の消費者物価指数（CPI、2020年=100）は変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が110.2%となり、前年同月比で3.2%上昇していました。厚生労働省が2024年8月に発表した2024年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況によると、大企業の賃上げ率は5.33%でした。2024年度診療報酬改定は0.88%という極めて不十分な改定率で実施されたため、現在の病院経営の悪化は当然の帰結です。

こうした状況を放置すれば病院経営は困難を極め、地域医療が崩壊することは自明です。コロナ禍を経験したことによる最大の教訓は「病院には『余裕』が必要である」ということです。

こうした点を踏まえ、当会は2026年度診療報酬改定において、次の項目の実現を要望いたします。

### 記

#### 一、入院基本料の大幅な引き上げ

入院基本料が物価や人件費高騰に見合ったものになっていないため、入院医療の継続が極めて困難です。地域医療の崩壊を阻止するために、また、今後懸念される感染症の流行や自然災害等の不測の事態に対処するためにも、入院基本料を大幅に引き上げてください。

## 一、入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費は2024年6月に1食あたり30円、2025年4月に1食あたり20円引き上げられましたが、委託費、食材料費、人件費、光熱水費などを賄うには極めて不十分で、給食部門の収支は悪化の一途を辿っています。食事は治療の一環であり、良質な食事を提供するために、患者負担を増やすことなく入院時食事療養費を引き上げてください。

## 一、病棟薬剤師に対する診療報酬の充実

チーム医療を進めるうえで病院薬剤師は欠かすことができませんが、コメディカルのなかで特に不足しているのが実態です。2024年度診療報酬改定において薬剤業務向上加算などが新設されましたが、病院薬剤師の不足解消に繋がっていません。病院薬剤師に対する診療報酬をより一層充実させてください。

## 一、地域包括医療病棟入院料の要件緩和

2024年度診療報酬改定では、地域において救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟への評価として、地域包括医療病棟入院料が新設されましたが、施設基準が厳しすぎるため、5月1日現在、県内での届出はありません。ちなみに全国での届出も107件にとどまっています(2024年12月時点)。届出する病院が増えるよう施設基準を緩和してください。

## 一、特定地域の範囲拡大と新たな評価の創設

医療資源の少ない地域(特定地域)の対象地域は2次医療圏単位で設定されていますが、広大な医療圏の中には過疎地域が含まれている場合があります。2次医療圏単位では医師少数区域に該当しない圏域内に存在する山間部等のへき地などが「医師少数スポット」として設定されていることや、介護報酬の特別地域加算などが市町村単位で定められていること等を参考に、特定地域についてもきめ細かな設定を行ってください。

また、「A207-2 医師事務作業補助体制加算の緊急入院受入実績要件の緩和」や「A233-2 栄養サポートチーム加算の専従要件の緩和」などの従来の措置に加え、特定地域に立地する医療機関に対する評価を新設してください。

以上